

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

【令和2年7月30日時点】

No.	区分	質問	回答
1	対象施設等	慰労金の対象施設・事業所について、国や地方公共団体(独立行政法人国立病院機構を含む。)が運営するものも補助対象に含まれているとの理解でよいでしょうか。また、地域生活支援事業においても同様の理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	対象施設等	国が支給対象としている範囲と、県の支給対象とは一致していますか。	5万円の慰労金の支給対象について、国は「『感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所』以外の施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員」とのみ規定しているが、県では、「その他の施設・事業所の感染症対策への取組内容」を具体的に確認した上で、支給することとしています。 なお、いずれの施設・事業所においても、この間、何らかの感染症対策に取り組まれていることから、国の支給対象と一致することになると見込んでいます。
3	対象施設等	感染症対策に一定の役割を担った施設・事業所とは、どのような施設・事業所が該当しますか。	感染発生時に備えた協力や感染リスクの高い利用者への対応、代替サービスや新規利用者の受入実施、その他新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止・収束に向けた必要な対応を行いながら、継続してサービスを提供して頂いた施設・事業所を幅広く想定しています。 具体的には「確認項目表」を参照してください。
4	対象施設等	自主休業していた施設・事業所の職員にも支給されますか。	利用者に訪問による代替サービスを提供するなどにより運営が継続されていれば支給対象となります。 なお、慰労金の基本的な考え方として、「利用者との接触を伴う」ことが前提となることから、電話やメール(LINE)等のみの対応で、面談等で利用者とは接していない場合は対象となりません。
5	対象者	「利用者と接する」はどこまで含まれますか。 また、その対応が10日未満であっても事業所での勤務日が10日以上あれば対象となりますか。	利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に出会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。最終的な判断は都道府県が行うこととなりますが、一義的には各事業者で判断いただくこととなります。 また、利用者とは接触する日が1日でもあれば対象となります。

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

【令和2年7月30日時点】

No.	区分	質問	回答
6	対象者	「勤務した日が延べ10日間以上あること」が要件の一つとなっていますが、日をまたぐ夜間勤務は2日間とカウントするということでしょうか。 例) 4月10日17時から4月11日9時までの夜勤	お見込みのとおりです。
7	対象者	対象職員について、支給額の判断も令和2年6月30日までに感染した利用者等と接した職員であるかどうかで判断しますか。 令和2年7月1日以降に感染者等に接した場合でも20万円の支給対象となりますか。	対象者と支給額は、令和2年3月1日から6月30日までの状況により整理します。
8	対象者	「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いていれば、事務職員や栄養職員、清掃職員(業務委託受託者)も対象となりますか。	対象となります。 利用者と接していることが要件となりますが、委託受託者が担う業務は様々であると考えられるため、その具体的な範囲については施設・事業所において個別にご判断いただくこととなります。
9	対象者	障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業について、職員には、正職員のほかアルバイトや非正規職員も含まれるのでしょうか。	含まれます。
10	対象者	慰労金について、ボランティアも対象となりますか。	対象となりません。
11	対象者	「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の対象者としての条件の考え方については、「10日間以上勤務」とありますが、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣の場合は、10回以上の派遣という解釈でよろしいでしょうか。また、派遣時間については問わないということでもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、1日複数回の派遣については、1回となります。

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

【令和2年7月30日時点】

No.	区分	質問	回答
12	対象者	慰労金について令和2年6月22日以降に勤務を開始した職員は他の支給要件に関わらず支給対象とならないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	対象者	自主休業した施設で勤務していた場合でも、令和2年3月1日より6月30日までの間で、10日間以上施設が営業し勤務していれば、支給対象としてよいのでしょうか。	可能です。 ただし、利用者と接していることが必要です。
14	対象者	医療機関・介護サービス事業所等にも勤務する職員は、どの慰労金を優先して支給するといった決まりが設けられるのでしょうか。	各職員がどの事業所を経由して慰労金を受給するのかは、各職員の判断となりますが、1人につき1か所から申請を行うこととなります。
15	申請方法等	慰労金の対象要件に該当するが、既に施設・事業所を退職している場合、どのように申請すればよいですか。	原則として、施設等が職員(退職者を含む)から代理申請・受領の委任を取り、施設等から県に申請を行います。 施設等を退職した者のうち、施設等で退職者の情報を把握できないなど施設等でのとりまとめが難しい者については、県に直接申請いただきます。 個別申請を行う者(退職者であって、施設等でのとりまとめが難しい者)については、過去在籍していた施設等における勤務期間等の証明(就労証明書)を取得した上で県に申請いただきます。
16	申請方法等	業務委託受託者への慰労金の支給はどのような流れで行われますか。	施設・事業所が業務受託業者と調整の上、施設・事業所から対象者に直接支払うこととなります。
17	対象者	複数の支給対象施設・事業所に勤務していた職員は、複数回支給を受けられますか。	慰労金の支給は、医療機関や介護サービス事業所・施設等、障害福祉サービス施設・事業所等の区分に関わらず、1人につき1回に限られます。

No.	区分	質問	回答
18	確認項目表	確認項目表で提出された内容を実際に満たしているかどうかについて、どのように確認するのですか。	<p>手続の簡素化、申請者の負担軽減等の観点から、施設・事業所の自己申告とし、確認内容が正しいことについて誓約していただくこととしています。</p> <p>なお、個別に疑義がある場合には、県からお問い合わせをさせていただく場合があります。</p> <p>施設・事業所には、申告の根拠となった書類等を保存していただくことを想定しています。</p>
19	確認項目表	確認項目表 について、「協力スキームに登録していないが、既に同等の対応を行った」とはどのような対応のことをいいますか。	<p>感染発生時の他事業所への応援職員派遣実施のほか、例えば、兵庫県の協力スキームではないが、法人間で、万が一発生すれば相互に応援職員を派遣するといった内容の連携協定を締結している場合などが考えられます。</p>
20	確認項目表	確認項目表 について、兵庫県の協力スキームは、現在も募集していますか。 対象期間以降(令和2年7月1日以降)に兵庫県の協力スキームに応募した場合でも対象施設・事業所となりますか。	<p>兵庫県の協力スキームは随時登録可能です。</p> <p>【申込先】所在市町の障害福祉担当課</p> <p>対象期間以降(令和2年7月1日以降)に兵庫県の協力スキームに応募した場合でも対象となります。</p>
21	確認項目表	確認項目表 について、「発熱など類似の症状の利用者等に対応」とあるが、結果的に一般的な風邪との診断であった場合でも対象となりますか。	<p>結果的に一般的な風邪との診断であったとしても、新型コロナウイルス感染症の可能性がある前提で、他の利用者への感染防止対策を講じるなど心身に負担がかかる状況下での業務であることから、対象となります。</p>
22	確認項目表	確認項目表 について、「元感染者」「元濃厚接触者」とはどのような利用者のことですか。	<p>PCR検査で陽性となったが後日陰性となった利用者や、保健所から指定された健康観察期間を経過して感染の疑いがなくなった利用者です。</p>

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

【令和2年7月30日時点】

No.	区分	質問	回答
23	確認項目表	<p>確認項目表 について、「代替サービスを実施」の代替支援として訪問によるサービスに切替えた事業所とあるが、就労系障害福祉事業所の場合、ICTの活用により、リモートで就労訓練の支援を行ない、訪問によるサービス提供をしていない場合でも当該区分の対象となりますか。</p> <p>また、代替サービスを実施した事業所について、感染を恐れて利用自粛した利用者に、訪問ではなく、電話やメール(LINE)等で対応した場合もサービス報酬算定対象する取扱いがあるが、慰労金についても対象となりますか。</p>	<p>慰労金の基本的な考え方として、「利用者との接触を伴う」ことが前提となることから、自立支援給付や報酬算定の対象となっている場合であっても、面談等で利用者とは接していない場合は対象となりません。</p>
24	申請先	<p>対象期間内に複数の府県で勤務した人はどちらに申請すればよいですか。</p>	<p>通算して10日以上勤務していれば、いずれの府県に申請することも可能ですが、どちらか一方に限られます。(支給は1回限りです)</p>
25	地域生活支援事業	<p>地域生活支援事業について、どの事業が対象となりますか。</p>	<p>慰労金の支給対象となる地域生活支援事業は、障害福祉サービスに準じる以下の事業となります。</p> <p>(市町村事業)                      地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援                      (都道府県事業)                      盲人ホーム、福祉ホーム、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業</p>
26	地域生活支援事業	<p>「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の「通訳・介助員」は受託事業者からの派遣依頼を受けて、1時間当たりの報酬により派遣されていますが、そのような者も対象となりますか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
27	地域生活支援事業	<p>市町直営又は委託により実施する地域生活支援事業も対象になりますか。</p>	<p>市町直営、委託いずれの場合も対象となります。</p>

障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業

【令和2年7月30日時点】

No.	区分	質問	回答
1	対象事業所	利用者又は職員に感染者が発生していない事業所は対象外ですか。	感染者の発生有無は問いません。
2	対象事業所	対象期間内に廃止した事業所は申請可能ですか。	施設・事業所等について、助成の申請時点で指定等を受けているものに限ります。
3	対象経費	具体的な対象経費は何ですか。	具体的には、衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用、建物内外の消毒費用・清掃費用等ですが、詳細については交付要綱にてご確認ください。
4	対象経費	多機能型簡易居室をレンタルにより確保した場合も対象となりますか。	レンタルにより確保した場合も補助対象となりますが、あくまで今年度中に生じた経費に対する補助となります。
5	対象経費	多機能型簡易居室を事業所の敷地内に設置出来ない場合も対象となりますか。	敷地内に設置した場合のみ対象とします。
6	対象経費	多機能型簡易居室を既に設置している場合(事前着工)も対象となりますか。	令和2年4月1日以降に生じた経費であれば、補助対象となります。

No.	区分	質問	回答
7	対象経費	多機能型簡易居室の設置について、備えるべき設備等の要件(定員、空調設備、トイレなど)はありますか。	多機能型簡易居室とは、感染発生時の感染者の隔離や、衛生用品保管等に柔軟に使えるものとして、プレハブ等の簡易に設置できるものとしています。
8	対象経費	多機能型簡易居室の設置について、保管庫としてのみ使う場合も対象となるでしょうか。	倉庫として設置することは可能ですが、感染者が発生した場合等に、速やかに居室転用が可能な設備になっている必要があります。
9	対象経費	「多機能型簡易居室」を感染者の隔離居室として使用する場合には、居室内に電気水道工事や浴室の設置工事を施す必要がありますが、当該費用も対象となりますか。	補助対象経費は、施設整備費と同様のものを想定しておりますので、多機能型簡易居室に付随する工事については、補助対象となります。
10	対象期間	対象となる期間はいつからいつまでですか(既に購入又は実施した場合、助成の対象となりますか)。	対象期間は令和2年4月1日～令和3年3月31日までです。
11	交付額	交付額の上限については同一の事業所で複数のサービスの指定を受けている場合、上限額は交付要綱の別表の合計額となりますか。それともいずれかの高い方の額となりますか。	複数サービスを実施している事業所は、それぞれについて基準単価まで交付を可能とします。ただし、多機能事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いてください。

障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業

【令和2年7月30日時点】

No.	区分	質問	回答
12	交付額	サービスごとの上限額の有無や、「有」の場合の上限額はいくらを想定しているか教えてください。	交付要綱にてご確認ください。

障害福祉サービス再開に向けた支援事業

【令和2年7月30日時点】

No.	区分	質問	回答
1	交付額	サービスごとの上限額の有無や、「有」の場合の上限額はいくらですか。	交付要綱にてご確認ください。
2	対象要件	要綱別表の中に記載のある「在宅サービスの利用休止中の利用者」の定義は何ですか。「～の確認」とは何ですか。「対応を行う」とは何ですか。「調整を行う」とは何ですか。	当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者。 1回以上電話または訪問を行うとともに、記録することとします。 希望に応じた所要の対応を講じたこととします。 1回以上電話等により連絡したこととします。
3	対象要件	No.2において、「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、過去1か月の間、当該サービスを1回も利用していない利用者」とありますが、通所サービスの場合、1回も通所していないということでしょうか。利用自粛により、自宅にいる利用者により、自宅にいる利用者に対し、電話等により支援を行うことで利用があったものとみなし報酬を算定している場合は利用しているのでしょうか。	休止とは、報酬算定の有無に関わらず通所していないことを指します。
4	対象経費	No.2において、「調整を行う」とは、「1回以上電話等による連絡したこととします」とありますが、記録の有無は要件ではないのでしょうか？	連携のための電話等による連絡を記録することまでは求めていません。
5	対象経費	相談支援事業所等における利用再開支援のためのアセスメント実施等が事業内容とされるが、オンラインでのモニタリング実施等を行うためのタブレット端末等ICT機器の導入費も対象となりますか。	補助対象となります。